

# 令和2年度税制改正に関する要望

令和元年11月

全国町村会

# 令和2年度税制改正に関する要望

令和元年11月  
全国町村会

我が国は、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方をあげて取り組んでいるところであるが、これらの課題を克服し一億総活躍社会を実現するためには、地方創生等の取組を更に推進していく必要がある。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生等を推進するとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、令和2年度税制改正にあたっては、町村が自主性・自立性を発揮してこうした課題に着実に取り組むことができるよう、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

## 記

### 1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

### 2. ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障害者の利用者並びに国体の競技や学校の教育活動は非課税とするなど、ゴルフ振興にも十分に配慮している。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を断固堅持すること。

### 3. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。特に次の事項の実現を図ること。

ア. 所有者不明の土地・家屋は課税業務に多大な支障を来していることから、所有者把握の手段を拡充するとともに、所有者不明であっても使用者が判明している場合には使用者に課税できるよう、現行法での適用範囲を拡大

- すること。
- イ. 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- ウ. 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産税の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

#### **4. 航空機燃料譲与税の特例延長**

航空機燃料譲与税については、譲与割合の引上げ措置が令和2年3月末までとなっているが、空港関係町村における航空機の騒音の騒音等による障害の防止や空港周辺整備等に要する貴重な財源となっていることから、特例措置の延長等、町村に減収が生じることのないようにすること。

#### **5. 法人事業税収入金額課税方式の堅持**

電気・ガス事業等に対する法人事業税については、長年にわたり収入金額課税方式が採用されており、地方税収の安定化に大きく貢献している。また、法人事業税収の一定割合は令和2年度以降、市町村へ交付され、市町村の貴重な財源であることから現行制度を堅持すること。

#### **6. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡大**

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、全国の町村が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、その活用を一層促進するため、制度の拡大を図るとともに抜本的な手続の簡素化を図ること。

#### **7. 地方拠点強化税制の延長及び拡充**

地方拠点強化税制については、令和2年度3月末までとなっているが、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出を更に進めるため、制度の延長及び税額控除の拡大など制度の拡充を図ること。

#### **8. 個人住民税の充実確保等**

個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な拡大は行わないこと。

#### **9. 車体課税に係る地方税収の確保**

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。

自動車関係諸税の在り方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態

を考慮すること。

#### **10. 入湯税の堅持**

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

#### **11. 地方税の電子化に伴う地方財政措置等の実施**

町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。

#### **12. 過疎対策法上の国税に関する特例の延長**

現行過疎対策法上の国税に関する「事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置」について、令和2年4月以降においても引き続き措置すること。

#### **13. 退職等年金給付積立金に対する特別法人税の撤廃**

「退職等年金給付」の積立金に対する特別法人税については、令和元年度まで課税停止措置が講じられているところであるが、公務員の退職後の生活維持のため、撤廃または課税停止措置を延長すること。